

特別児童扶養手当について

■特別児童扶養手当はどのような制度ですか

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

■どのような人が手当を受けられるのですか

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方で、県が認定した方にこの手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- (1) 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- (2) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

■手当の額はどのくらいでしょうか

手当月額は次のとおりです。

○重度障害児の場合 1人につき52,500円

○中度障害児の場合 1人につき34,970円

※受給資格者および配偶者、扶養義務者の所得額によって支給の制限があり、限度額以上であるときは手当は支給されません。

■手当の支払い方法はどのようになっていますか

手当は県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日。11日が土日祝日の場合はその前日）の3回、支払月の前月までの分（11月は8月から11月分）が指定金融機関への口座振込により支払われます。

■手続きはどのようにしたらよいのですか

住所地の市町村に次の書類を添えて申請手続きを行ってください。

- (1) 請求者と児童の戸籍謄本（外国人の方は受給資格などに係る事実がわかるもの）
- (2) 児童の障害程度についての、所定の診断書（身体障害者手帳または愛護手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- (3) その他必要書類

※詳細につきましては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：和田

電源立地地域対策交付金事業の取組状況

佐井村では、平成16年度から「電源立地地域対策交付金事業」により、公共用施設の整備その他住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与するための事業を行っています。

令和元年度に実施した事業は次のとおりとなっています。

	実施事業名	内 容	事 業 費	交 付 金
交付金事業	佐井村公共施設維持運営基金造成事業	公共施設の維持運営のための基金造成	288万6千円	288万6千円
	佐井村公共施設維持補修基金造成事業	公共施設に係る整備、維持補修のための基金造成	5,428万5千円	5,428万5千円
基金処分事業	佐井中学校維持運営事業	用務員の人件費	328万2千円	300万円
	佐井小学校維持運営事業	用務員の人件費	425万円	400万円
	佐井中学校校舎外部改修事業	施設改修に係る施工監理費および工事費	1億699万6千円	9,000万円

【お問合せ】 総合戦略課 地域振興係 担当：石戸、佐藤